

限度額認定証ってなに？



保険証と一緒に病院等に提示することにより、窓口での支払を抑えてくれます！

それで、私はいくら払うの？ あなたの窓口での支払額はこちら

区分	月の固定給	窓口での支払額（上限）
ア	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	53万円から79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	28万円から50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	26万円以下	57,600円

ご注意 ・入院時の食事代や居住費、差額ベット代は計算の対象外です。
・退職後は保険証・認定証共にご使用できないので、その際には早急に当組合までご返却ください。

よくあるご質問

Q.月の固定給が変わったときはどうしたらいいですか？

所得区分の変更には一定のルールがあり、届出は会社が行うものとなっています。

区分変更該当した場合は改めて申請が必要となりますので、当組合からご連絡いたします。

※1 所得区分が上がった後に、変更前の認定証を使用された際には、あなた様より差額をお振込みいただく、お手間が発生いたします。

Q.有効期限は、なぜ3か月？

上記※1の発生防止と、退職後の使用防止の観点より、当組合では有効期限を3か月と定めております。

期限切れの認定証はご返却いただき、必要に応じ再度申請ください。何卒ご理解ご協力をお願い致します。

Q.医療費が毎月高額になります。自己負担が更に軽減される制度はありますか？

1年間（直近12か月）の間に3か月以上高額療養費に該当した場合は、4か月目からは自己負担額が軽減される「多数該当」の制度があります。詳しくは当組合HPをご覧ください。

ご不明な点があれば当組合までご連絡ください。
マーキュリー健康保険組合 03-6908-5426
Email toiwase@mercury-kenpo.or.jp

限度額適用認定証・申請対象者

→ 1ヶ月の医療費の窓口負担が自己負担額を超える見込みのある方

※限度額認定証の交付を受けていない場合や、認定証を窓口で提出しなかったときでも、高額療養費はあとで健保組合から支給されます。高額療養費は、当健保組合において、自動で計算されますので、請求申請は不要です。

注意事項

- 療養予定期間を必ずご記入ください。

未記入の場合、こちらから確認させていただく場合がございます。

- 有効期限は3ヶ月です。

理由) 1ページ目をご参照ください。

- 月を遡っての発行は出来ません。

例) 5月1日受付の場合、4月からの有効期限の証は発行出来ません。

限度額適用認定証の郵送先について

ご入院されている病院に直接郵送も対応しております。

その場合、病院の許可をお取りください。また、申請書に病院名と住所、受取担当者のお名前もご記入下さい。